

いばらき

第398号

# 雇用ニュース

2015年6月



「バラが見ごろに（茨城県植物園・那珂市）」（観光いばらき「写真ひろば」より）

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

## － お も な 内 容 －

|                                               |   |
|-----------------------------------------------|---|
| ・ 県内の雇用情勢                                     | 2 |
| ・ 育児休業給付金の支給対象期間の延長手続きについて                    | 3 |
| ・ 建設事業主の皆様へ 建設業の人材確保・育成に向けて                   | 4 |
| ・ トライアル雇用奨励金のご案内                              | 5 |
| ・ 平成28年1月から雇用保険・労災保険等の手続き<br>「マイナンバー」が必要になります | 6 |
| ・ 外国人労働者問題啓発月間 6/1(月)～6/30(火)                 | 7 |
| ・ 茨城県雇用関係主要指標                                 | 8 |

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 有効求人倍率 1.12倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

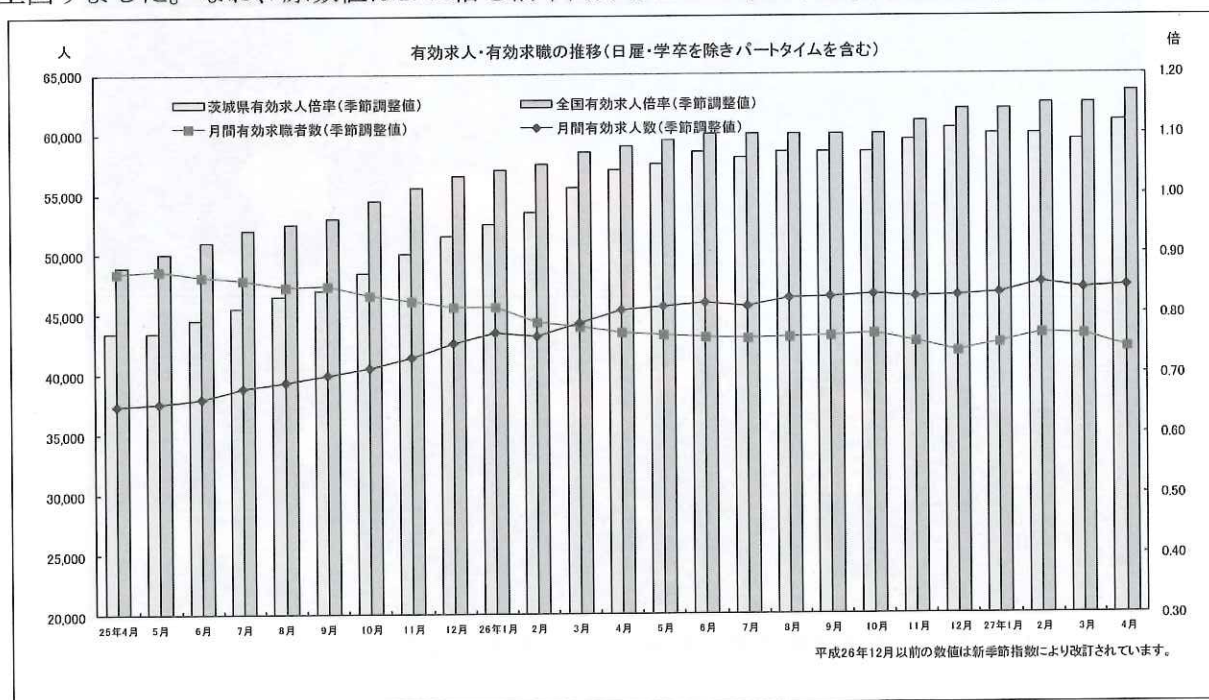
## 1 概 況

4月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は16,612人で、前年同月と比較して0.1%増と20ヶ月連続の増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同3.7%の減少となり、常用的パートタイムは同15.7%の増加となりました。新規求職申込件数は14,036人で前年同月比6.6%減となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同7.7%の減少、常用的パートタイムは同5.1%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同11.8%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同9.2%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は、47,342人で前年同月比は5.1%増と、21ヶ月連続の増加となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は45,602人で同2.8%減と、21ヶ月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.12倍（季節調整値）で、前月を0.03ポイント上回りました。なお、原数値は1.04倍と前年同月を0.08ポイント上回りました。



## 2 新規求人の動き

新規求人数は16,612人となり、前年同月比で0.1%増と20ヶ月連続の増加となりました。

産業別にみると、卸売業、小売業（前年同月比27.9%増）、医療、福祉（同7.6%増）などで増加となりましたが、運輸業、郵便業（前年同月比12.0%減）、製造業（同9.3%減）、建設業（同7.8%減）などが減少となりました。

規模別でみると、30～99人（前年同月比7.4%増）、100～299人（同3.7%増）は増加となり、1,000人以上（前年同月比31.2%減）、300～499人（同19.0%減）500～999人（同3.0%減）、29人以下（同1.8%減）は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比3.7%の減少となり、常用的パートタイムは同15.7%の増加となりました。

## 3 新規求職の動き

新規求職申込件数は14,036人となり、前年同月比で6.6%減と3か月ぶりに減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は64.8%（前年同月65.4%）と0.6ポイント下回り、数では前年同月比で7.7%の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で35.2%（前年同月34.6%）と0.6ポイント上回り、数では前年同月比で5.1%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数のうち34歳以下の若年者の占める割合は33.9%と前年同月（35.8%）を1.9ポイント下回りましたが、数では前年同月比で11.8%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は22.1%となり、前年同月（18.9%）を3.2ポイント上回り、数は前年同月比で9.2%の増加となりました。

## 4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は3,767件で、前年同月と比較し14.3%減と4か月ぶりの減少となりました。また、新規求職申込件数に占める割合は26.8%と、前年同月（29.3%）を2.5ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は7,677人と、前年同月比で3.9%減と19ヶ月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は1,139人で、資格喪失者の割合では5.1%（前年同月6.1%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比16.8%減となりました。



## 育児休業給付金の支給対象期間の延長手続について

### 1 次のような場合、育児休業給付金の支給対象期間を延長することができます

保育所における保育の実施が行われないなどの以下のいずれかに該当する理由により、子が1歳に達する日以後の期間に育児休業を取得する場合は、最長で、その子が1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象期間を延長することができます。

- イ 育児休業の申出に係る子について、市区町村に対し、保育所（いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません）における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- ロ 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者が、死亡、負傷、疾病、婚姻の解消、出産予定などにより、その子が1歳に達する日後の期間について、常態として、その子の養育が困難または不可能な状態になった場合

### 2 育児休業給付金の支給対象期間の延長申請手続について

延長申請については、①延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時、または②1歳到達日（誕生日の前日）を含む延長後の支給対象期間の支給申請時に、「育児休業給付金支給申請書」や賃金台帳、出勤簿などの支給申請書の記載内容を確認できる書類とともに、次のような延長事由を確認できる書類を添えて提出する必要があります。

#### 【確認書類】

- ・保育所による保育が実施されない
  - ・・・市区町村により発行された保育所入所不承諾の通知書などの証明書
  - （※1歳の誕生日までに保育の申込を行い、かつ1歳の誕生日において保育が行われ  
ない、行われていないことが確認できるもの）
- ☆ただし、入所不承諾の通知書などが発行されない等の場合は、事前にハローワークまでご相談ください。
- ・養育を予定していた配偶者の死亡等の場合・・・住民票の写し及び母子健康手帳等

#### ★次のような時は、延長が認められない場合がありますので、ご注意ください！

- ① 市区町村に保育所への入所について問い合わせたところ、定員超過のため次回の入所は困難であるとの説明を受け、入所申込を行わなかった場合（この場合、延長事由を証明することができません）
- ② 保育所への入所を市区町村に対して申し込んでいても、入所希望日を1歳の誕生日以後としている場合（例えば1月15日生まれの子について、年度初めの4月1日を入所希望日としている場合、誕生日以後の期間について、当面、保育が実施されないことの証明になりません。また、それぞれの市区町村の入所申込時期（期限）にもご注意ください）

ご不明の点は、事業所の所在地を管轄するハローワークにお問合せください

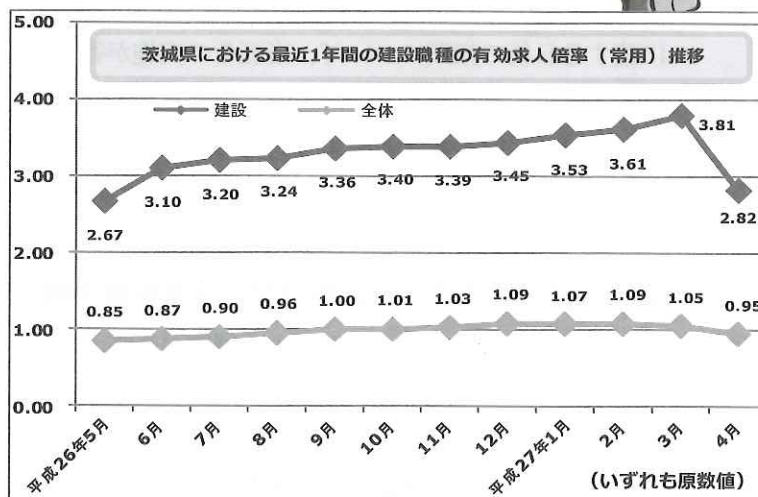


## 建設事業主の皆様へ

### 建設業の人材確保・育成に向けて



建設業の有効求人倍率については、景気回復や震災復興需要等により年々上昇傾向にあり、今後、担い手確保に向けて、事業主自らが魅力ある職場作り等に向けた取組を実施していただくことも重要であることから、茨城労働局職業安定部では、6月3日、5日、経済4団体（茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会）及び茨城県建設業協会を訪問の上、要請書を交付するとともに、下記により取りまとめられた施策の周知及び活用をお願いしました。



### 建設人材確保育成に向けて、国土交通省・厚生労働省が連携 ～「建設業の人材確保・育成策」のとりまとめ～

厚生労働省・国土交通省の両省で連携して施策等を実施し、建設業の人材の確保・育成を進めていくために、「魅力ある職場づくり」・「人材確保施策」・「人材育成施策」の3つの視点を踏まえた、「建設業の人材確保・育成に向けて」（※1）が取りまとめられました。

また、建設業における人材確保・育成の好事例や御活用頂ける助成金等を掲載した「建設分野における『魅力ある職場づくり』に向けて」（※2）がまとめられました。

建設事業主の皆様におかれましては、こうした施策を最大限御活用いただきつつ、是非とも、人材確保・育成、雇用管理改善、『魅力ある職場づくり』を進めていただきたいと思います。

（※1）（※2）詳細は、茨城労働局ホームページ＞新着情報 2015 年 6 月 5 日をご覧ください。

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

【問い合わせ先】茨城労働局職業安定課 029-224-6218



## トライアル雇用奨励金のご案内

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとさせていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

平成26年3月からトライアル雇用の対象者の要件を見直すとともに、職業紹介事業者からトライアル雇用の紹介を受けた場合も奨励金の支給対象としました。

### 奨励金の支給額

対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3カ月間）

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり月額5万円（最長3カ月間）となります。

事前にトライアル雇用求人を入働ワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。

※ トライアル雇用奨励金の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

### 「トライアル雇用」の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業※<sup>1</sup>に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※<sup>2</sup>
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※<sup>3</sup>

※<sup>1</sup> 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※<sup>2</sup> パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※<sup>3</sup> 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆ 紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・ 安定した職業に就いている人
- ・ 自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・ 学校に在籍中で卒業していない人（ただし、平成27年3月31日までの間は、卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・ 他の事業所でトライアル雇用期間中の人

#### ＜ご注意＞

- ◆ 派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆ トライアル雇用求人への選考中の人数が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人1人に対し、トライアル雇用の選考中の人が5人に達した場合は、6人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆ 求人数を超えたトライアル雇用は実施できません。
- ◆ トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようにしてください。



お問い合わせは 茨城労働局・各ハローワークへ



平成28年1月から  
雇用保険・労災保険等の手続で、  
「マイナンバー」又は「法人番号」が必要になります。

「マイナンバー」(「個人番号」、国民1人に1つ・12桁)、  
「法人番号」(1法人に1つ・13桁)は、  
平成27年10月から通知されます。



## 雇用保険・労災保険の手続き

- 雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届・氏名変更届など  
⇒「個人番号」を記載
- 雇用保険適用事業所設置届など ⇒「法人番号」を記載
- 労災年金の支給請求書など ⇒「個人番号」を記載
- 労働保険保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書など  
⇒「法人番号」を記載

## 健康保険・厚生年金保険、税の手続き

このほか、下記の書類においても「マイナンバー」又は「法人番号」が必要になります。

- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、資格喪失届、健康保険被扶養者(異動)届など ⇒「個人番号」を記載(平成29年1月から開始予定)
- 国税の申告書、届出書、法定調書等の税務書類など ⇒「個人番号」又は「法人番号」を記載(平成28年1月から開始)

※制度に関する問い合わせ先は

- ・「マイナンバーコールセンター」 0570-20-0178  
受付時間：9：30～17：30(土日祝日・年末年始を除く)
- ・内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



厚生労働省・茨城労働局

# 外国人労働者問題啓発月間

6/1（月）～6/30（火）

外国人雇用はルールを守って適正に！

～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を～



外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください

- ☒ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ☒ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ☒ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ☒ 安易な解雇はしていませんか？
- ☒ 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



厚生労働省

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城労働局職業対策課にお問い合わせください。

PS270601派外01



茨城県雇用関係主要指標

| 年・月<br>項 目 | 新規求人数  |            |            | 新規求職申込件数 |           |            | 月間有効(月平均) |        | 就職件数<br>全 数 | 雇用保険<br>受 給 者<br>実 人 員<br>(基本手当分) |
|------------|--------|------------|------------|----------|-----------|------------|-----------|--------|-------------|-----------------------------------|
|            | 全数     | うち<br>2次産業 | うち<br>3次産業 | 全数       | うち<br>若年者 | うち<br>高年齢者 | 求人全数      | 求職全数   |             |                                   |
| 24年度月平均    | 14,362 | 3,226      | 10,965     | 11,967   | 4,682     | 1,631      | 38,569    | 48,253 | 3,862       | 10,913                            |
| 25年度月平均    | 15,150 | 3,340      | 11,690     | 11,479   | 4,363     | 1,648      | 40,562    | 46,730 | 3,801       | 10,591                            |
| 26年度月平均    | 17,004 | 3,552      | 13,285     | 11,079   | 4,048     | 1,722      | 46,385    | 43,022 | 3,677       | 8,943                             |
| 26 年 4 月   | 16,591 | 3,702      | 12,710     | 15,026   | 5,355     | 2,821      | 45,050    | 46,915 | 4,555       | 7,988                             |
| 5          | 16,114 | 3,431      | 12,552     | 11,532   | 4,177     | 1,892      | 43,873    | 46,638 | 3,918       | 9,346                             |
| 6          | 15,657 | 3,232      | 12,206     | 10,822   | 3,993     | 1,585      | 43,683    | 45,366 | 3,887       | 9,355                             |
| 7          | 16,366 | 3,805      | 12,414     | 10,818   | 4,083     | 1,617      | 43,656    | 44,240 | 3,600       | 9,962                             |
| 8          | 17,037 | 3,246      | 13,657     | 9,721    | 3,695     | 1,349      | 44,950    | 42,754 | 3,038       | 9,787                             |
| 9          | 17,995 | 3,888      | 13,838     | 11,602   | 4,262     | 1,672      | 47,866    | 43,657 | 3,825       | 9,737                             |
| 10         | 18,244 | 3,938      | 14,081     | 11,278   | 4,172     | 1,812      | 48,926    | 43,995 | 3,839       | 9,268                             |
| 11         | 16,001 | 3,257      | 12,647     | 8,533    | 3,120     | 1,327      | 47,149    | 40,902 | 3,117       | 8,621                             |
| 12         | 14,810 | 2,957      | 11,713     | 7,454    | 2,727     | 1,122      | 45,239    | 37,189 | 2,884       | 8,385                             |
| 27 年 1 月   | 18,337 | 4,058      | 14,124     | 11,947   | 4,332     | 1,849      | 45,912    | 38,755 | 3,003       | 8,377                             |
| 2          | 19,470 | 3,732      | 15,575     | 11,817   | 4,204     | 1,758      | 49,356    | 41,295 | 3,436       | 8,246                             |
| 3          | 17,423 | 3,373      | 13,897     | 12,392   | 4,453     | 1,864      | 50,961    | 44,554 | 5,017       | 8,239                             |
| 27 年 4 月   | 16,612 | 3,380      | 13,047     | 14,036   | 4,723     | 3,081      | 47,342    | 45,602 | 4,480       | 7,677                             |
| 5          |        |            |            |          |           |            |           |        |             |                                   |
| 6          |        |            |            |          |           |            |           |        |             |                                   |
| 7          |        |            |            |          |           |            |           |        |             |                                   |
| 8          |        |            |            |          |           |            |           |        |             |                                   |
| 9          |        |            |            |          |           |            |           |        |             |                                   |
| 10         |        |            |            |          |           |            |           |        |             |                                   |
| 11         |        |            |            |          |           |            |           |        |             |                                   |
| 12         |        |            |            |          |           |            |           |        |             |                                   |
| 28 年 1 月   |        |            |            |          |           |            |           |        |             |                                   |
| 2          |        |            |            |          |           |            |           |        |             |                                   |
| 3          |        |            |            |          |           |            |           |        |             |                                   |

| 年・月<br>項 目 | 求人倍率(季調値)(倍) |      |      |      | 前年同月比増減率(%) |       |        |        |        |        |        |        |            |                   | 全 国<br>完全失業者 |  |
|------------|--------------|------|------|------|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|-------------------|--------------|--|
|            | 新規           |      | 有効   |      | 新規求人        |       | 新規求職   |        | 就職件数   |        | 受給者実人員 |        | 実数<br>(万人) | 失業率<br>(季調値)<br>% |              |  |
|            | 茨城           | 全国   | 茨城   | 全国   | 茨城          | 全国    | 茨城     | 全国     | 茨城     | 全国     | 茨城     | 全国     |            |                   |              |  |
| 24年度月平均    | 1.20         | 1.32 | 0.80 | 0.82 | 5.5         | 10.1  | ▲ 6.4  | ▲ 7.6  | 0.7    | ▲ 1.5  | ▲ 8.1  | ▲ 7.8  | 280        | 4.3               |              |  |
| 25年度月平均    | 1.32         | 1.53 | 0.87 | 0.97 | 5.5         | 8.4   | ▲ 4.1  | ▲ 6.9  | ▲ 1.6  | ▲ 2.3  | ▲ 3.0  | ▲ 8.6  | 256        | 3.9               |              |  |
| 26年度月平均    | 1.53         | 1.69 | 1.08 | 1.11 | 12.2        | 3.6   | ▲ 3.5  | ▲ 5.7  | ▲ 3.3  | ▲ 5.3  | ▲ 15.6 | ▲ 11.4 | 233        | 3.6               |              |  |
| 26 年 4 月   | 1.51         | 1.64 | 1.04 | 1.08 | 27.5        | 10.0  | ▲ 3.7  | ▲ 6.0  | 4.6    | ▲ 4.3  | ▲ 24.5 | ▲ 17.7 | 254        | 3.6               |              |  |
| 5          | 1.51         | 1.64 | 1.05 | 1.09 | 15.3        | 4.0   | ▲ 11.2 | ▲ 10.5 | ▲ 0.1  | ▲ 6.7  | ▲ 22.9 | ▲ 20.2 | 242        | 3.5               |              |  |
| 6          | 1.51         | 1.65 | 1.07 | 1.10 | 21.2        | 8.1   | ▲ 0.3  | ▲ 1.7  | 5.7    | ▲ 0.7  | ▲ 21.4 | ▲ 12.4 | 245        | 3.7               |              |  |
| 7          | 1.48         | 1.66 | 1.06 | 1.10 | 11.8        | 4.5   | ▲ 6.6  | ▲ 9.3  | ▲ 8.2  | ▲ 6.4  | ▲ 20.0 | ▲ 13.2 | 248        | 3.8               |              |  |
| 8          | 1.53         | 1.65 | 1.07 | 1.10 | 13.4        | ▲ 0.6 | ▲ 6.4  | ▲ 9.2  | ▲ 4.5  | ▲ 8.1  | ▲ 19.2 | ▲ 12.9 | 231        | 3.5               |              |  |
| 9          | 1.57         | 1.68 | 1.07 | 1.10 | 18.6        | 6.3   | ▲ 0.4  | ▲ 1.8  | 0.1    | ▲ 1.9  | ▲ 14.2 | ▲ 8.8  | 233        | 3.6               |              |  |
| 10         | 1.58         | 1.69 | 1.07 | 1.10 | 12.8        | 1.1   | ▲ 5.0  | ▲ 6.7  | ▲ 6.8  | ▲ 6.5  | ▲ 15.4 | ▲ 10.4 | 233        | 3.5               |              |  |
| 11         | 1.53         | 1.69 | 1.09 | 1.12 | 0.3         | ▲ 4.4 | ▲ 11.5 | ▲ 10.9 | ▲ 14.0 | ▲ 10.9 | ▲ 13.7 | ▲ 11.2 | 219        | 3.5               |              |  |
| 12         | 1.62         | 1.77 | 1.11 | 1.14 | 11.3        | 5.6   | ▲ 3.4  | ▲ 4.7  | ▲ 7.5  | ▲ 5.9  | ▲ 11.5 | ▲ 8.2  | 210        | 3.4               |              |  |
| 27 年 1 月   | 1.52         | 1.77 | 1.10 | 1.14 | 5.1         | 3.0   | ▲ 3.4  | ▲ 6.7  | ▲ 9.6  | ▲ 5.7  | ▲ 10.3 | ▲ 9.5  | 231        | 3.6               |              |  |
| 2          | 1.52         | 1.63 | 1.10 | 1.15 | 11.0        | 1.7   | 8.7    | 1.0    | ▲ 1.9  | ▲ 3.4  | ▲ 3.7  | ▲ 7.5  | 226        | 3.5               |              |  |
| 3          | 1.53         | 1.72 | 1.09 | 1.15 | 4.8         | 4.7   | 1.3    | ▲ 1.7  | ▲ 0.8  | ▲ 3.7  | ▲ 0.3  | ▲ 5.3  | 228        | 3.4               |              |  |
| 27 年 4 月   | 1.57         | 1.77 | 1.12 | 1.17 | 0.1         | 0.1   | ▲ 6.6  | ▲ 7.8  | ▲ 1.6  | ▲ 4.8  | ▲ 3.9  | ▲ 6.5  | 234        | 3.3               |              |  |
| 5          |              |      |      |      |             |       |        |        |        |        |        |        |            |                   |              |  |
| 6          |              |      |      |      |             |       |        |        |        |        |        |        |            |                   |              |  |
| 7          |              |      |      |      |             |       |        |        |        |        |        |        |            |                   |              |  |
| 8          |              |      |      |      |             |       |        |        |        |        |        |        |            |                   |              |  |
| 9          |              |      |      |      |             |       |        |        |        |        |        |        |            |                   |              |  |
| 10         |              |      |      |      |             |       |        |        |        |        |        |        |            |                   |              |  |
| 11         |              |      |      |      |             |       |        |        |        |        |        |        |            |                   |              |  |
| 12         |              |      |      |      |             |       |        |        |        |        |        |        |            |                   |              |  |
| 28 年 1 月   |              |      |      |      |             |       |        |        |        |        |        |        |            |                   |              |  |
| 2          |              |      |      |      |             |       |        |        |        |        |        |        |            |                   |              |  |
| 3          |              |      |      |      |             |       |        |        |        |        |        |        |            |                   |              |  |

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む。

3. ▲印は減少を示す。

4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。

なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)

5. 平成26年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。